

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	介護保険法			法令番号	平成 9 年法律第 123 号		
手続名	介護老人保健施設の管理者の承認			根拠条項	第 95 条第 1 項及び第 2 項		
審査基準	○介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 95 条第 1 項及び第 2 項						
受付 機関	長寿社会課	処理 機関	長寿社会課	交付 機関	長寿社会課	標準処理期間(閉庁日を 14 日 含めない)	目次 No.
						標準経由期間	